

ウイルス性肝炎対策の推進を求める意見書

我が国には、C型肝炎患者がおよそ200万人、B型肝炎患者がおよそ150万人もいると推測されている。ウイルス性肝炎は慢性肝炎から肝硬変、肝がんへと進行する深刻な病気である。B型、C型肝炎ウイルスは主に血液を介して感染し、その大半が、輸血、血液製剤の投与、予防接種における針・筒の不交換などの医療行為を原因とするものと言われている。

こうした中、B型肝炎については、集団予防接種によるB型肝炎ウイルス感染被害者が、国を被告として損害賠償を求めた訴訟の最高裁判決が昨年6月16日に言い渡され、最高裁判所で国の行政責任が確定した。また、C型肝炎についても、ウイルス感染患者が国と製薬企業に損害賠償を求めた訴訟が係争中となっている。

現在、国は肝炎対策として、肝炎ウイルス検診や普及啓発等などの施策に取り組んでいるところであるが、肝炎患者の早期発見及び早期治療に向け、肝炎ウイルス検診の拡充、確実に治療につながる医療体制の整備など、さらなるウイルス性肝炎対策の充実を図る必要がある。

よって、国においては、ウイルス性肝炎対策の一層の推進を図るため、下記の措置を講ずるよう要望する。

記

1. 治療体制の充実と検診費用の負担軽減をすること。
2. 治療体制の整備を図るとともに治療法等の研究開発を推進すること。
3. 治療等に係わる費用の負担軽減を図ること。

以上地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年3日 日

茨城県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣